

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 1 1 日

令和6年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 1 1 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 延 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和6年3月11日 午前10時00分 議長宣言		
	延 会	令和6年3月11日 午後5時00分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	1 番	又 吉 文 江
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 明
	副 村 長	宮 平 真 由 美	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟
	教 育 長	垣 花 健	教 育 課 長	糸 嶺 直 生
	政 策 調 整 監	宇 地 原 由 人	会 計 課 長	宮 平 壮 一 郎
	総 務 課 長	松 田 力		
	住 民 課 長	石 川 聖 子		

令和6年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和6年3月11日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		提出議案の説明（議案第9号～議案第21号まで）
7	議案第9号	令和5年度座間味村一般会計補正予算（第11号）について
8	議案第10号	令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
9	議案第11号	令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
10	議案第12号	令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第6号）について
11	議案第13号	令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
12	議案第14号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
13	議案第15号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
14	議案第16号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
15	議案第17号	座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
16	議案第18号	座間味村歴史文化・健康づくりセンター野外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
17	議案第19号	座間味村立児童生徒交流施設設置条例の一部を改正する条例について
18	議案第20号	座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について
19	議案第21号	重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和6年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 又吉文江議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの3日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月13日までの3日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略します。

諸 般 の 報 告

令和5年12月15日～令和6年3月13日

12月20日	例月出納検査（12月22日まで）
1月 7日	座間味村二十歳の集い（式典、祝賀会）
1月 9日	南部離島町村長議長連絡協議会（定例会）
”	第39回南部振興会表彰式・祝賀会（一般財団法人／南部振興会）
1月15日	Wウオッチングフェスタ2024オープニングセレモニー
1月23日	例月出納検査（24日まで）
1月31日	議会広報研修会（沖縄県町村議会議長会）
2月 2日	第2回研修会（南部地区市町村議会事務局職員研究会）
2月14日	南部広域行政組合議会（定例会）
”	第67回沖縄県介護保険広域連合議会・定例会、全員協議会、議会運営委員会（2月14日～2月15日）
2月19日	第57回座間味村産業まつり
”	令和6年第1回座間味村議会臨時会
2月21日	例月出納検査（22日まで）
2月26日	南部広域市町村圏事務組合議会定例会
2月27日	第53回定期総会（沖縄県町村議会議長会）
2月28日	第15回定期総会・研修会（沖縄県離島振興市町村議会議長会）
2月29日	町村議会議員・事務局職員研修会（沖縄県町村議会議長会）
3月 4日	全員協議会
3月11日	令和6年第1回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは令和6年第1回座間味村議会3月定例会におかれての行政報告を行います。

令和5年第4回座間味村議会定例会以降の主な事項について、お手元にお配りしたとおりでございますので、詳細の説明は省かせていただきます。ありがとうございました。

行政報告

令和6年3月11日

令和5年第4回座間味村議会定例会（令和5年12月15日）以降の主な事項について、行政報告をいたします。

令和 5年12月15日	沖縄県離島海運振興株式会社株主総会
〃	トータルロジスティクス森田社長面談
12月20日	沖縄クルーズカンファレンス
〃	座間味村平成史編
12月21日	住民訴訟判決
12月22日	国土交通省海事局内航課長面談
〃	国土交通省副大臣面談
12月23日	日本セーリング連盟中村コーチ面談
12月26日	共済組合第2回業務運営研究委員会
令和 6年 1月 2日	船舶初興し
1月 7日	座間味村二十歳の集い
1月 9日	県庁あいさつ回り
〃	沖縄県町村会職員新年あいさつ
〃	南部市町村会理事会
〃	南部離島町村長議長連絡協議会 役員会
〃	南部離島町村長議長連絡協議会
〃	南部地区関係団体合同新年懇談会
1月10日	那覇事務所3村連携に関する意見交換会
〃	環境省による市町村長への説明会
〃	沖縄県市町村長研修会・年始会
1月11日	内閣府岡本氏面談
1月15日	沖縄県企画部企画調整統括監村長表敬
〃	WWF オープニングセレモニー
1月16日	自治会館管理組合県外視察研修（18日まで）
1月22日	JAL感謝の夕べ
1月23日	琉球新報取材
〃	外務省沖縄大使との意見交換会
1月25日	国立公園関連意見交換会
〃	座間味村中学生国会見学

1月27日	JTBイベント
1月29日	沖縄振興会議
〃	沖縄振興市町村協議会
1月30日	南部振興会理事会
〃	沖縄県南部農林土木事務所長面談
〃	OFG意見交換会
1月31日	南部広域行政組合理事会
〃	エンカレッジ坂氏面談
〃	全国町村会長面談
2月 1日	大型バス安全祈願
2月 5日	南部市町村会定例総会
〃	一般財団法人法人南部振興会 市町村協議会
〃	沖縄県市町村職員互助会理事会
〃	沖縄銀行との懇談会
2月 6日	南部広域市町村圏事務組合 理事会
〃	沖縄県町村土地開発公社幹事会
〃	沖縄県町村会理事会
〃	沖縄県過疎地域振興協議会理事会
〃	沖縄県離島振興協議会理事会
2月 9日	村内航路新造船みつしま進水式
2月13日	阿嘉島サンゴ種苗センター打合せ会議
2月14日	全国離島振興協議会定期総会
2月15日	沖縄県過疎地域振興協議会定期総会
〃	沖縄県離島振興協議会定期総会
2月16日	沖縄県町村会定期総会
〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
〃	国保連合会 通常総会
2月17日	産業・福祉祭り
2月19日	令和6年第1回座間味村議会臨時会
2月21日	沖縄県市町村職員互助会役員会 定期総会
2月26日	沖縄県市町村職員共済組合理事会 組合会
2月27日	沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
〃	OFG寄付金贈呈式
〃	沖縄県町村議会議長会 総会
〃	OFG意見交換会
2月29日	沖縄県離島振興協議会 課長来訪（3/1日まで）
3月 4日	新造船みつしま引き渡し式
3月 5日	NTTドコモ表敬
〃	財務省主計局面談
〃	国立公園10周年記念切手贈呈式

3月 7日 沖縄県離島海運振興株式会社株主総会
3月 9日 琉球朝日放送社長表敬
慶留間小中学校卒業式

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告を終わります。

日程第5. 施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願いたします。まずは施政方針を述べる前に、先ほど議長からもございました1月1日に発生をいたしました能登半島地震において、お亡くなりになられた方々への御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。また併せて本日は3月11日でございます。13年前の本日、東日本大震災が発生した日でございます。そういった意味では両被災地、東日本の地域の皆様、そして能登半島地方の皆様の地域の日も早い普及、そして復興を心から祈念をしたいと思います。それでは、私のほうから施政方針を申し述べます。

令和6年度施政方針

1 はじめに

施政方針を述べるにあたり1月1日に発生した能登半島地震においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

本日、令和6年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、令和6年度の予算をはじめとする諸議案など、村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

平成21年6月に村民の皆様の負託を受け村長に就任して以降、4期目の村政運営のかじ取りをお任せいただき、今年5月末には村長就任後15年が過ぎようとしています。村政への御理解・御協力に対し、村民の皆様には改めて感謝申し上げますとともに、引き続き村政の発展のために取り組んで参る所存です。

私は、村長に就任以来、行財政改革をはじめ、子育て支援や住民福祉の向上、観光を中心とする産業の振興等による定住促進を村政の柱に議員の皆様のご協力のもと取り組んで参りました。

令和2年国勢調査結果では人口892人と平成27年の国勢調査結果と比較して22人の人口増となり、微増ではありますが施策展開により一定の成果が上がってきたものと認識しています。厳しい村財政を支える財政調整基金におきましては就任当時約2千万円でありましたが、本年度末までには約6億6千万円まで積み立て回復する事ができました。また、20億円以上の公債費残高においても13億円まで圧縮できましたが、近年の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き行財政の改革に努めてまいります。

令和6年度においては、村政運営の基本となる「座間味村第五次総合計画」や令和3年度に策定した「第2期座間味村人口ビジョン・総合戦略」等の各種計画に基づき、各種施策に積極的に取り組み、様々な行政課題の解決に向け、職員と共に村政発展に努めて参ります。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

本村は島ちゃびの解消による「定住促進」、観光産業を中心とした「産業の活性化」、そして「行財政改革」を村政運営の柱としております。

定住促進においては、一括交付金事業及びハード交付金事業等の活用にて多用途住宅、定住促進住宅の建築により一定の成果を見せており沖縄振興特定事業推進費を活用した民間事業者との協働による新たな住宅整備事業が完了し、4月より入居開始となる予定です。今後も住民のニーズや人口の動向も注視しながら住宅整備を検討しつつ、農業や水産業の基盤を整えることで就労の機会を増やすことに加えて、子育て支援、住民福祉の向上に取り組み、定住促進につなげて参ります。

産業の活性化に関しましては、コロナ禍を経て、多様化するニーズを踏まえた、産業振興が急務であるとの認識のもと、国や県と連携し、切れ目のない公平感のある各種施策を引き続き展開して参ります。

また、一次産業の活性化は、リーディング産業である観光産業と融合することにより新たな産業を形成し活性化すると基本的な考え方のもと、農業や水産業の基盤整備にも注力して参ります。

観光産業に関する取組については、DMOの認定を受けた座間味村観光協会や環境省と連携しながら国立公園にふさわしい施設整備を進めて行く一方、持続可能な観光地づくりに向けて自然環境や集落環境保全を取り入れた景観計画条例や平成30年度に策定した観光振興計画に基づいた各種施策に取り組んで参ります。

各種施策の推進にあたっては、既存の補助事業の活用と併せて沖縄振興特別推進交付金事業等を活用し、インフラの整備や平和の発信と後世へ史実継承のため戦跡整備事業についてもしっかりと取り組むなど座間味村の一層の発展につながる施策展開を図って参ります。

国においてはデジタル手続法が施行され、行政手続の原則オンライン化が順次進められており、デジタル化の動きは急加速しております。

本村においても、「自治体DX推進計画」を策定し、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続きのオンライン化などの目標を掲げ、住民サービスの向上や産業の振興を図ることで持続可能な自治体経営が行えるよう取り組んで参ります。

また、新型コロナウイルス感染症においては、昨年5月に5類へと移行し、様々な制限が無くなりましたが、近年の物価高騰等を踏まえ引き続き、低所得者層や子育て支援など国、県等の方針を踏まえながら各種対策に取り組んで参ります。

令和6年度も引き続き住民の安心安全は基より、教育環境の充実や産業の振興にも積極的に取り組むとともに、観光客の皆様を安心して迎え入れられる体制づくりに全力で対応して参ります。

以上の基本姿勢に基づき調整した令和6年度当初予算は、特別会計及び企業会計を含め31億4千万円余りと予算規模が非常に大きくなっており、令和6年度予算においてもその財源の確保に苦慮する厳しい予算編成となりました。全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や収納対策の強化や新たな財源の確保を検討するなどにより行財政運営を行って参ります。

また、本村の懸案事項である阿嘉島への駐在所の設置や港湾整備等についても引き続き国や県に支援を求めて参ります。

2 「主要施策の概要」について申し上げます。

第1に、「行政一般について」申し上げます。

定住促進とあわせて安定的な人口の増加は行政サービスの維持や学校運営等にとって重要な要素であります。

平成24年度から始まりました沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）につきましては、令和4年に沖縄振興特別措置法等の一部が改正され、令和4年度以降についても10年間継続することが決定されました。引き続き一括交付金を活用して島ちゃびの解消等につながる各種事業を継続して実施し、村民の更なる生活

環境の充実を図るとともに、本村を訪れる観光客の増加ならびに満足度向上に向けた事業等に積極的に取り組んで参ります。

行政運営においては行政職員の人材育成は進んできたものの、近年、新たな職員の採用が非常に厳しい状況を迎えていることから、令和4年度から参画している「沖縄県離島町村職員採用共同試験」を活用するとともに、包括連携協定を結んでいるおきなわフィナンシャルグループをはじめ、民間企業からの外部登用による人材確保を図りながら職員の働き方改革、スキルアップ研修などを実施し、魅力ある職場づくりに努めるとともに複雑化する住民サービスに対しきめ細やかに対応できるように阿嘉・慶留間出張所の職員を増員し各島へのニーズに応じたサービスの強化に取り組んで参ります。

また、村の財源の要となる税等の徴収率向上やふるさと納税を広く呼びかけ、財源の確保に努めて参りますが、年度途中においても現予算のスクラップアンドビルドによる見直し作業を行うなど、厳しい財政状況を全職員一丸となり乗り切るよう取り組んで参ります。

公営企業におきましては、国から求められていた経営状況の適確な把握が可能となる地方公営企業法の適用を令和3年度より準備を進めて参りました。令和6年4月1日よりこれまでの「単式簿記」の官庁会計から「複式簿記」の企業会計へ移行となります。地方公営企業法の適用により、経営状況を把握することで経営基盤の強化に努めて参ります。

更に、令和5年度に策定いたしました中長期財政計画を活用し、持続可能な座間味村の発展と誰一人取り残さない社会づくりの実現に取り組んでまいります。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスにつきましては、令和5年度策定の「高齢者保健福祉計画」・「障害者福祉計画」に基づき、高齢者や障害者への福祉施策とあわせて、子育て支援等についても現計画に基づいた、「一人ひとりに寄り添い、必要に応じた福祉サービス」が提供できるよう、各種計画を着実に推進して参ります。

高齢者支援につきましては、コロナ禍が明け高齢者の皆様の集まる機会等が元に戻り、いこいの広場や専門の理学療法士によるリハビリテーション活動等の支援事業を実施しております。令和6年度も高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

障害者支援につきましては、これまでの国の指針や社会情勢、村の障害者・障害児及び地域福祉の方向性等をふまえ、施策の更なる推進を図るとともに、障害福祉サービスや医療費助成を継続して実施し、「地域共生社会の実現」、「自分らしさ」、「誰ひとり取り残さない」を理念とし安心して家庭や地域で暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

これらの施策を実現するため、本村では、重度心身障害者の方に対する医療費助成や専門性の高い治療や福祉サービスを受ける為、島外への通院等が必要な方に対し船舶運賃及び宿泊費の一部を助成する事業等を引き続き実施して参ります。

令和6年度も村社会福祉協議会や各診療所、座間味借生園及びサテライト阿借借生園と連携を図りながら、より質の高い幅広い住民福祉サービスを皆様に提供できるよう、福祉施策の充実・拡充に引き続き取り組んで参ります。

子育て支援につきましては、昨年度より「子育て世代包括支援センター」を設置しており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っております。令和6年度の取組として妊産婦向けのイベントを定期的に開催し、情報交換や支援の場を提供いたします。

将来を担う子どもたちの特性に合わせた療育相談の実施については、村教育委員会と緊密に連携し家庭支

援の充実を図ります。

令和7年度には「第3期座間味村子ども・子育て支援事業計画」が策定されるため、「子どもが輝き、地域が元気づく座間味村」の基本理念のもと計画準備の推進に務めて参ります。

各種健診・母子事業の周知事項は今後もSNSを通じて発信し、子育て情報を常時取得できるサービスを推進して参ります。

また、妊産婦健診にかかる船賃補助事業、産婦健診受診のための補助事業、出産助成金の支給、こども医療費の現物給付など引き続き子育てに特化した支援を行って参ります。

保育事業につきましては、子育て支援員の方々や村内民間保育所と連携を図り子育て世帯の支援を行って参ります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療につきましては、「村民の健康づくり」のため、医療・保健・福祉の連携強化を図り、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上に努め生活習慣病予防対策に取り組むとともに、その他、感染症の予防接種につきましても医療機関と連携し、接種率の向上に努めて参ります。令和6年度も国・県の追加接種計画に基づき取り組んで参ります。新型コロナウイルス感染症は昨年5月以降、感染症法上の位置づけが変更され5類に引き下げられました。新型コロナウイルスに係るワクチン接種については、高齢者が年1回の定期予防接種となりますが、引き続き国・県の動向を注視し感染症対策について必要となる情報提供を行うなどしっかり取り組み村民が安心できる環境づくりに努めて参ります。

昨年度から取り組んでいます50歳以上を対象にした带状疱疹予防接種費用助成事業を継続して実施します。これにより対象者の経済的な負担を軽減し予防接種を受けやすい環境を整えて参ります。

国民健康保険事業につきましては、財政運営の主体が沖縄県になりますが今後も県と連携しながら制度の円滑な運営が行えるよう適切に対応して参ります。

また、国民健康保険事業につきましては医療費負担が年々増加の一途をたどっていることから事業の適正化・健全化を図るため「第2期座間味村国民健康保険データヘルス計画」に基づく生活習慣病対策及び特定保健指導、特に糖尿病等の重症化予防の強化に取り組んで参ります。

後期高齢者医療事業につきましても、高齢者の保険医療と介護予防の一体的実施に取り組み、医療被保険者の健康づくりの支援を行い、医療費の適正化と収納率の向上により財政の健全化に努めて参ります。

歯科診療所につきましては、長年、無歯科医地区となっておりますが、将来の開設に向けて計画策定を検討して参ります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

本村のリーディング産業である観光業については平成26年度の国立公園指定以降順調に伸びていた観光入城客数は新型コロナウイルス感染症の影響により急激に減少し、これまでにない大きな影響を受けましたが、令和5年の観光入城客数は9万4千人余りとなっており回復傾向に推移しております。

また、既存のイベントについても、屋外ステージ等を活用しながらこれまで以上に創意工夫をこらした各種イベントを企画し開催致します。その他にも、令和4年度に冬季の閑散期の誘客をテーマに作成したPR動画をインターネット広告や各種イベントで配信するとともに、クルーズ船、修学旅行誘致等、村観光協会を軸に各種団体との連携を密にしながらコロナ禍以前の活気ある観光の実現に向けて各種施策を実施して参ります。

また、村商工会とも連携し、観光業復活の一助となる特産品開発への助成等、座間味村の新たな魅力の掘

り起こしに取り組んで参ります。

令和6年度におきましても本村観光産業の核となる観光協会の基盤強化に向けて、引き続き問題・課題などの解決に繋がる定期的な議論を行って参ります。

農業につきましては、5年ごとに実施しております農業振興地域の整備計画見直しを令和5年度で完了し、農業振興と地域開発等と調和のとれた農業振興地域の整備ができないか検討して参ります。

また、本村農業の10年後を見据え、担い手を含め、農地の所有者、地域住民も交え話し合いの場を設け、令和6年度で地域計画の策定を行なって参ります。併せて農業委員会による新規就農への支援活動や積極的なアドバイス、営農計画の策定など、農業の振興に向けた仕組み作りを確立し農業の振興を図って参ります。

外来イノシシについては、令和5年度に引き続き、沖縄県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用しながら本村の「有害鳥獣対策事業」を推進することで農作物被害対策を行うとともに、沖縄県と連携し村内からの根絶を目標として事業を進めて参ります。また、村内での捕獲体制を確立するために、「座間味村鳥獣被害防止計画」を令和8年度まで更新し、座間味村鳥獣対策実施隊による捕獲目標を明確にするとともに捕獲従事者の育成に取り組んで参ります。

水産業におきましては、座間味村漁業協同組合と連携し、漁獲物の付加価値向上を図り、ブランド化と安定した需要確保の観点から、ふるさと納税の返礼品としての活用も視野に入れ、特産品開発支援や漁業用餌等の貨物運賃補助、水産物の県外出荷に要する輸送費の一部に対し補助を引き続き行うことで更なる水産業の振興を図って参ります。

阿嘉島のサンゴ種苗生産センターにつきましては、令和5年度に実施した基本計画で活用の方向性を固めております。令和6年度は、地元の雇用や新たな観光産業の創出、第一次産業の発展を目的とし住民の皆様の理解を得ながら基本設計、実施設計を行なって参ります。

これらの施策展開により、村民へ新鮮な農水産物の安定供給ができる仕組みを構築し、第一次産業の魅力向上と農水産業全体の活性化につなげていく所存です。

林業につきましては、令和6年度も引き続き造林事業による除伐、施肥下草刈を行い適正な森林の保全を図って参ります。

畜産業につきましては、現在、子牛の出荷にかかる運賃の、助成等を行っておりますが、新たに、畜産業を活発にするための施策について検討して参ります。

第5に、「施設やインフラ整備について」申し上げます。

これまで船舶利用者の要望が多かった座間味港の係留箇所及びゲストバース整備に向けて住民の合意形成を図り、沖縄県の事業化に向けて調整を進めて参ります。

座間味港ターミナルと村営バス停留所に隣接するビジターセンター「青のゆるる館」の出入り口付近まで屋根付き歩道を整備し雨天時や炎天下に影響を受けることなく、また、歩行者と車両のすみわけができ、住民・観光客の安心安全を図って参ります。

阿嘉漁港整備につきましては、令和3年度より航路及び港口の拡幅、また、港内静穏度を確保し定期船の就航率の向上を図るため沖縄県事業において施設を整備し、併せて被災している新港の船上場の改良を行ってまいりました。

また、浮き桟橋後方の駐車場として使用している敷地につきましては、今年度、沖縄県事業で舗装整備を国に予算要望を行っているところであります。

昨年の8月に襲来した台風6号の影響により長期間停電し村民に多大な影響を及ぼしたことを受け、離島における無電柱化推進を国会議員・国・県へ断続的に要請活動を実施した結果、沖縄県の離島を優先的に無

電柱化推進する方向性が示されました。それを受け、令和5年度中で「座間味村無電柱化推進計画」を策定しております。令和6年度より幹線道路及び主要施設を経由する無電柱化を事業化し、停電や災害に強い安全で安心できる村づくりを行なって参ります。

道路整備につきましては、村道座間味阿真線の落石対策が急務であることから落石箇所対策及び歩行者の安全・観光資源としての活用を考慮した海側へ歩道移設の姪討を令和6年度より進めてまいります。

道路管理の基礎となります道路台帳の電子化を進め、効率的な未買収用地の整理や、電子化された図面を基に村道後原線舗装改修の検討をおこなって参ります。

集落内の道路については、多くの要望がありますが、財政状況を踏まえ、補修計画に沿って補修工事を実施して参ります。

河川の管理については、近年、頻発する大雨の増加、台風の大型化による集中豪雨が懸念されることから、住民の安心安全な生活を確保するため沖縄県へ内川2級河川上流部の整備の要望を既に行っており、早急に着手していただくよう引き続き要請して参ります。

公共交通におきましては、令和3年度よりバス事業の民営化、並びに阿嘉、慶留間の運行実施に向けて協議を行ってまいりましたが実現には至りませんでした。令和6年度以降も引き続き協議を重ねて参ります。

第6に、「住宅環境整備について」申し上げます。

住宅環境の整備につきましては、これまでも公営住宅や定住促進住宅を整備したことで、全世帯の入居も決定し一定の成果を収めております。

令和5年度は沖縄振興特定事業推進費を活用した官民連携による新たな住宅整備が完了し令和6年4月より入居開始予定となっております。

公営住宅につきましては、老朽化に伴う修繕に多額の費用を要しており計画的に修繕を行うことでより快適な住居空間の確保に努めます。

第7に、「廃棄物及び環境への取組について」申し上げます。

廃棄物処理につきましては、令和5年2月に完成し運用を開始している資源化施設のリサイクルセンターは、将来にわたって効率的に資源ごみを資源化でき、循環型社会に寄与する施設として稼働しております。

可燃ごみにつきましては、引き続き那覇市・南風原町環境施設組合の協力のもと委託処理を行いますが、令和5年度からは、一部の不燃ごみについても委託処理が可能となりました。さらに処理業務の改善に努め、島内にゴミを貯めない仕組みを構築してまいります。

また、毎年実施している海岸漂着物対策事業につきましては、令和6年度も継続実施し住民及び子どもたちへの「普及啓発・環境教育」も引き続き実施して参ります。

地球温暖化問題において、予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされております。

本村においても、地球温暖化対策実行計画を早期に策定し省エネルギー・省資源などGX（グリーントランスフォーメーション）の取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量の削減を目指します。

また、これまで苦情が多く寄せられています飼いのいない猫対策については、令和4年度からさくらねこ活動助成金事業を開始いたしました。令和5年11月には、ボランティア・地域住民の協力により、地域猫一斉不妊去勢手術事業で80匹以上の地域猫の不妊去勢手術を実施しております。令和6年度もボランティア団体主導のもと、地域住民や関係機関と連携し、環境改善に努めて参ります。

第8に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、沖縄県企業局を主とした水道広域化事業において阿嘉・慶留間島で海水淡水化施設が令和3年3月末から運用を開始しており、これまで以上に安心安全で安定した水道供給ができるようになりました。

座間味島においては、現浄水場の老朽化が進み、それに伴う修繕費や維持管理費が年々、増えている状況であります。企業局においては、令和7年4月の広域化に向け、海水淡水化施設から浄水場までの送水管敷設工事及び海水淡水化施設の増強工事を着手しております。まずは、座間味島において1日も早く安心安全な水の安定供給が実現できるよう広域化に向けて協力して参ります。広域化実現後、浄水場の早期建設においても引き続き沖縄県企業局に対し要望して参ります。

管路の布設替えについては、令和6年度は、座間味区の未完了箇所及び阿佐地区の更新工事を行います。

簡易水道事業経営安定化の財源となる水道料金現年分、過年度未収金分の徴収についても引き続き強化を図って参ります。

第9に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業においてはストックマネジメント計画の取り組みを令和元年度より実施しております。令和5年度より、ストックマネジメント計画は第2期に入り、令和6年度は、座間味浄化センターの老朽化に伴う機器等の改築更新を行います。

阿嘉・慶留間地区の集落排水においては、昨年度に引き続き沖縄県で進めております汚水処理事業の広域化を視野にいれ管理運営について検討を行っているところです。また、阿嘉地区にあります漁業集落排水処理場においては、令和5年度に施設内の機械の一部老朽化に伴い整備を行いました。引き続き安定的に処理できるよう日頃の点検等適切な施設管理を行参ります。

接続率の向上に関してもすべての地区において啓蒙活動を行うとともに、下水道事業経営安定化の財源となる使用料の徴収に関しても強化を図って参ります。

第10に、「航路事業・バス事業について」申し上げます。

航路事業につきましては、令和5年の観光入城客数は9万4千人あまりとなりコロナ禍以前の入城数まで回復しております。

しかし、近年の社会情勢による燃料価格、原材料価格の高騰により経営面におきましては厳しい状況が続いています。

船舶燃料の調達については、一般競争入札による調達を検討してまいります。

平成21年度に就航しました「村内航路みつしま」は、耐用年数が過ぎ、船体の老朽化がすすんでおり新造船の建造が急務でしたが、令和5年度「沖縄離島活性化推進事業費」を活用し定員30名の新造船が令和6年4月より就航いたします。

那覇出張所に関しましては、令和5年度より窓口チケット販売、電話予約業務等をアウトソーシングし、民間企業の有する専門性と機動力・ノウハウを生かし質の高いサービスの提供をしており、引き続き、現金管理及び取扱いのより一層の強化を図っております。

令和4年度から取り組んでいる観光客の入城の通年平準化を目標とした事業として、冬季船舶運賃低減化実証実験を行います。

4月より新たにCIRを招聘し、外国人への船舶窓口対応やインバウンドの増加に向けて柔軟に対応できるよう努めて参ります。

令和6年度も航路事業の更なるサービスの向上に努めるとともに、航海安全を第一に、村観光協会や他の組織との連携を図り利用者の増加につながる取組を行って参ります。

座間味島のバス事業につきましては、公共交通機関として村営バスが運行しており観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

昨年度購入しました大型バスを活用し村民・観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保してまいります。

阿嘉・慶留間の運行につきましては、大型二種免許保持者の確保や大型二種免許保持者以外でも運行できないか、関係機関と調整してまいります。

第11に、「消防・防災について」申し上げます。

近年、様々な大規模災害が発生している中、防災力の向上、防災体制の確立は喫緊の課題であります。令和5年度に更新いたしました「座間味村地域防災計画」に基づく各種計画の策定や各種施策を展開して参ります。

防災無線につきましては、導入から10年以上が経過し、経年劣化に伴う故障時の復旧作業に係る時間や予算の増大が課題となっております。災害時のみならず平時においても村内の重要な情報発信のツールとなっていることから国内外からの観光客も考慮した更新整備について検討して参ります。

令和5年度より新たな取り組みとして防災士の資格取得に対する支援を実施させていただいております。地域に新しい防災リーダーがいることで、自助・共助・協働の取り組みを住民に広め災害時に連携して対応できるよう災害に強い村作りを進めて参ります。

第12に、「教育について」申し上げます。

本村の教育大綱では、島の宝である子供たちを、家庭、地域、学校、行政が一体となって慈しみ郷土への愛を育てることと、大人も子供も学び合う「ひとつづくり」の島を掲げています。また、“知”＝確かな学力、“徳”＝豊かな心、そして“体”＝健やかな体、の調和により「生きる力」をつけることを基本方針としています。

令和6年度から、学校授業日における児童・生徒の新しい学び方・休み方の制度として、座間味村児童・生徒家庭学習休暇制度「ざまやすみ」を導入致します。

本村では、観光業などの第3次産業就業者が9割を超え、休日など学校休業日が繁忙期と重なることで家族そろって島外への旅行などが難しい現状があります。このような状況に鑑み、児童・生徒の学校授業日における休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間の確保や遠方への旅行を通して、学校内では経験できない体験によって子どもたちの心身の成長へつなげて頂く取り組みとして制定しました。また、座間味港緑地公園の照明設備を新しくLED対応の照明設備が、間もなく完成いたします。緑地公園の定期的な夜間無料開放や健康増進事業（健康教室）などを実施してまいります。さらに、平成29年度から取り組んでおります、座間味村戦跡及び戦争記念碑等環境整備事業については、令和6年度に平和の塔進入路の整備を計画しており、これにより全ての事業が完了いたします。完了に伴い、今後、村内の戦跡マップの作成及び戦争語りべの人材育成事業等を、関係団体等と連携し修学旅行等の平和教育の利活用にもむけ調整してまいります。

学校教育につきましては、新たに教職員間の情報共有に不可欠な、校務支援ツールを導入し、学校経営の取り組みを支援してまいります。また、令和2年度より開始しました、GIGAスクール構想においての授業をより活用するため、主要教科の学習用デジタルドリルを取り入れると共に、オンライン学習サポート国際交流事業等、多様な学習機会を提供することで児童生徒の学習意欲を高め、自主的に取り組む事ができる

学習環境を整えていけるよう取り組んでまいります。

全国学力・学習状況調査については、本村の特性である少人数学級を活かした教育体制を通して、児童生徒に細やかな教育活動を実施し、健全育成と学力向上を目指します。

村長部局と協同で実施する療育相談事業については、専門相談員を委託配置し、定期的に相談事業や、教職員向けの研修を行うことで、支援を必要とする児童生徒への切れ目ないサポートを実施し、安心して学校生活を送れるよう引き続き環境づくりに努めてまいります。

社会教育につきましては、子どもたちが広い視野を持ち、郷土愛を育み、未来の座間味村を担う人づくりの為、婦恋村交流事業、ホームステイ等の海外交流事業を引き続き実施してまいります。また、村民の皆様においては、充実した社会教育活動が実施できるよう、生涯学習教室の開催を計画してまいります。

幼稚園教育につきましては、「3年保育」の安定した実施とともに、国・県の補助金を活用した「預かり保育事業」を行います。また、継続事業である村出身の高校生を対象とした、年4回の船舶運賃を補助する村の事業や、国・県の補助金を活用した児童生徒の各種大会派遣費については、船舶運賃や車両運賃等の渡航費を助成し、保護者負担の軽減と併せて学習意欲を高める環境づくりに引き続き努めてまいります。

学校施設整備につきましては、定期的な調査や各校からの聞き取りを通して危険箇所から優先的に改修修繕を行います。

老朽化している給食共同調理場におきましては、「食の複合施設」の整備について村長部局と協議してまいります。

以上、令和6年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、令和6年度当初予算については、

一般会計において、 17億7,663万4千円

特別会計において、 2億884万9千円

企業会計において、 11億5,653万円

総額は、 31億4,201万3千円となっております。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の令和6年度の施政方針といたします。

令和6年3月11日

座間味村長 宮里 哲

御清聴ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

これで施政方針は終わりました。

日程の順序変更について、皆様にお諮りします。

日程の順序を変更し、日程第7. 議案第9号から先に審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第7. 議案第9号より先に審議することに決定しました。
 日程第6. 議案第9号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第11号）から、議案第21号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの一括説明を求めます。宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

村長に代わりまして私のほうで説明をさせていただきます。

議案第9号

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第11号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第11号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第11号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,932,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月11日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		94,876	1,120	95,996
	1 村 民 税	35,947	1,120	37,067

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,039,926	11,159	1,051,085
	1 地方交付税	1,039,926	11,159	1,051,085
12 使用料及び手数料		74,957	△3,076	71,881
	1 使用料	69,800	△3,101	66,699
	2 手数料	5,157	25	5,182
13 国庫支出金		82,567	3,754	86,321
	1 国庫負担金	28,780	△2,617	26,163
	2 国庫補助金	52,470	6,371	58,841
14 県支出金		273,328	△3,656	269,672
	1 県負担金	15,576	△628	14,948
	2 県補助金	213,286	△4,426	208,860
	3 県委託金	44,466	1,398	45,864
16 寄附金		2,881	5,000	7,881
	1 寄附金	2,881	5,000	7,881
17 繰入金		72,306	75,829	148,135
	2 基金繰入金	42,497	75,829	118,326
19 諸収入		9,585	675	10,260
	1 延滞金、加算金及び過料	273	68	341
	4 雑収入	9,311	607	9,918
歳入合計		1,842,106	90,805	1,932,911

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		36,072	△44	36,028
	1 議会費	36,072	△44	36,028
2 総務費		534,050	△71,377	462,673
	1 総務管理費	482,891	△72,682	410,209
	2 徴税費	19,865	△80	19,785
	3 戸籍住民基本台帳費	27,596	1,643	29,239
	5 統計調査費	507	△258	249
3 民生費		199,912	142	200,054
	1 社会福祉費	162,596	△861	161,735
	2 児童福祉費	37,316	1,003	38,319

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		177,551	△2,119	175,432
	1 保健衛生費	98,289	715	99,004
	2 清掃費	79,262	△2,834	76,428
6 農林水産費		63,714	△633	63,081
	1 農業費	19,793	△682	19,111
	2 林業費	19,457	49	19,506
	3 水産業費	24,464	0	24,464
7 商工費		159,238	△5,122	154,116
	1 商工費	159,238	△5,122	154,116
8 土木費		143,708	△1,081	142,627
	1 土木管理費	27,741	△430	27,311
	2 道路橋りょう費	9,360	△451	8,909
	4 港湾費	13,638	0	13,638
	7 空港費	34,069	△200	33,869
9 消防費		18,862	714	19,576
	1 消防費	18,862	714	19,576
10 教育費		346,095	△19,553	326,542
	1 教育総務費	127,917	△5,758	122,159
	2 小学校費	54,471	△3,913	50,558
	3 中学校費	10,850	△2,664	8,186
	4 幼稚園費	37,890	△4,285	33,605
	6 保健体育費	111,519	△2,933	108,586
13 諸支出金		16,332	189,878	206,210
	2 公営企業費	16,332	189,878	206,210
歳出合計		1,842,106	90,805	1,932,911

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	弁護士報酬料	4,708
		公共施設等総合管理計画継続支援業務	1,100
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム改修業務	9,475
6 農林水産費	3 水産業費	阿嘉漁港船舶離発着施設修繕業務	10,491
		阿嘉慶留間出張所改修事業	350

款	項	事業名	金額(千円)
8 土木費	3 河川費	ダム管理負担金	857
		座間味ダム改修事業負担金	380
		座間味ダムメンテナンス事業負担金	520
10 教育費	2 教育総務費	星美荘内装工事	7,920
	6 保健体育費	座間味港緑地公園照明設備更新事業	46,805
合 計			82,606

議案第10号

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ486千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		30,910	1,061	31,971
	1 国民健康保険税	30,910	1,061	31,971
10 繰入金		34,358	△1,547	32,811
	1 一般会計繰入金	34,358	△1,547	32,811
歳入合計		238,322	△486	237,836

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 金		135,584	0	135,584
	3 出 産 育 児 諸 費	2,001	0	2,001
3 国民健康保険事業納付金		63,981	0	63,981
	1 医 療 給 付 費 分	45,274	0	45,274
	2 後期高齢者支援金等分	12,662	0	12,662
	3 介 護 納 付 金 分	6,045	0	6,045
6 保 健 事 業 費		3,001	△486	2,515
	2 保 健 事 業 費	881	△486	395
歳 出 合 計		238,322	△486	237,836

議案第11号

令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,034	△394	3,640
	1 後期高齢者医療保険料	4,034	△394	3,640
4 繰入金		2,377	141	2,518
	1 一般会計繰入金	2,377	141	2,518
歳入合計		10,883	△253	10,630

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		105	△105	0
	1 総務管理費	105	△105	0
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		6,778	△148	6,630
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	6,778	△148	6,630
歳出合計		10,883	△253	10,630

議案第12号

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第6号）

令和5年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,064,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月11日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		837,047	125,463	962,510
	1 運航収入	832,420	△79,703	752,717
	2 営業費用	4,507	△1,661	2,846
	3 営業外収益	120	206,827	206,947
5 基金繰入金		21,960	△12,960	9,000
	1 基金繰入金	21,960	△12,960	9,000
歳入合計		952,466	112,503	1,064,969

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		553,814	12,691	566,505
	5 燃料潤滑油費	210,627	16,950	227,577
	9 船費	316,622	△4,259	312,363
2 営業費用		146,568	△14,280	132,288
	5 店費	132,309	△14,280	118,029
3 財産費		142,670	0	142,670
	1 普通財産費	142,670	0	142,670
6 予備費		2,000	114,092	116,092
	1 予備費	2,000	114,092	116,092
歳出合計		952,466	112,503	1,064,969

議案第13号

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額（千円）
1 簡易水道事業費	1 営業費	座間味地区配水管布設工事	22,113
		座間味集落内本管及び仮設給水工事	8,800
		座間味村簡易水道工事現場技術業務	913
合 計			31,826

議案第14号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例24号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

人事院勧告に基づき、職員等の引き上げ措置を行っている。議員報酬においては町村県平均を大幅に下回っている現状にあり、今回を機に他市町村の水準に近づけ引き続き地方の議員のなりて不足の解消を図るため本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第5号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第2条第1項中「227,000円」を「247,000円」に、「191,000円」を「206,000円」に、「182,000円」を「192,000円」に改める。

別表〔備考〕中「い」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第15号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年座間味村条例25号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

人事院勧告に基づき、職員等の給与引き上げ措置を行っている。特別職の職員で非常勤の報酬及び費用弁償もこれを機に他市町村の水準に近づけ引き続き地方の特別職のなりて不足の解消を図る。併せて、会計年度任用職員条例の制定に伴い嘱託員においては削除する必要がある。本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第6号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改める。

別表第12の項中「800円」を「1,000円」に改め、同表7の項中「26」、「土地事務嘱託員」及び「月額170,000円以内」を削り、同表8の項中「27」、「保健師業務嘱託員」及び「月額230,000円以内」を削り、同表9の項【4】の欄中「28」を削り、同項【5】の欄中「介護支援嘱託員」を削り、同項【6】の欄中「月額220,000円以内」を削り、同表10の項中「3,500円」を「10,000円」に改め、「29」、「保健事業嘱託員」及び「月額200,000円以内」を削り、同表1

1の項中「3,500円」を「8,000円」に改め、「30」、「機械設備管理嘱託員」及び「月額200,000円以内」を削り、同表12の項中「31」、「情報ネットワーク嘱託員」及び「月額200,000円以内」を削り、同表13の項中「32」、「給食センター調理師嘱託員」及び「月額200,000円以内」を削り、同表14の項中「33」、「税務事務嘱託員」及び「月額170,000円以内」を削り、同表15の項中「34」、「内航路船長嘱託員」及び「日額10,000円以内」を削り、同表16の項中「35」、「有償バス運転手嘱託員」及び「時給1,000円以内」を削り、同表17の項中「36」を「26」に改め、同表18の項中「37」を「27」に改め、同表19の項中「38」を「28」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第16号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和44年座間味村条例26号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

人事院勧告に基づき、職員等の給与引き上げ措置を行っている。特別職の職員で常勤のものとの給与においては町村県平均を大幅に下回っている現状にあり、今回を機に他市町村の水準に近づけ引き続き地方の特別職のなりて不足の解消を図るため本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第7号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職名	給料月額
村長	673,000円
副村長	548,000円
教育長	510,000円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第17号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年座間味村条例41号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方自治法が改正条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第8号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように改める。

第3条第1項中「及び」を「、」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第24条第1項前段中「条」の次に「及び次条第1項」を加える。

附 則

(施行期日等)

この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第18号

座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第12号の1）の一部を改正す

る条例について議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の管理及び運営を行うにあたり、設置目的の効果をより高めるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により村長が指定する法人その他団体に座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の管理を行わせることができるよう条例の改正を行う必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第9号

座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例を次のように改める。

第13条を第14条とし、第4条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(管理者)

第4条 ステージの管理者は座間味村長（以下「村長」という。）とし、ステージの管理及び運営は、設置目的の効果をより高めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により村長が指定する法人その他の団体にステージの管理を行わせることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

座間味村立児童生徒交流施設設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村立児童生徒交流施設設置条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村立児童生徒交流施設について、安定的な維持管理のため本条例を改正する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第10号

座間味村立児童生徒交流施設設置条例の一部を改正する条例について

座間味村立児童生徒交流施設設置条例の一部を次のように改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(管理者)

「第4条 交流センターの管理者は教育長とし、交流センターの維持管理及び運営は、設置目的の効果をより高めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により座間味村長が指定する法人その他の団体に管理を委託することができる。」
を追加する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案第20号

座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

現行の徴収金額は一律の金額となっており、公平な使用料となるよう本条例を改正する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第11号

座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について

座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を次のように改める。

別表（第2条関係）2 宿泊を要する場合の「1人510円」を「児童・生徒510円」に改め、「高

校・大学生1,500円」、「一般 2,500円」を追加する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案第21号

重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

重要文化財高良家住宅の維持管理者について、安定的な維持管理のため、文言の修正をする必要がある。これが本議案を提案する理由である。

条例第12号

重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について

重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を次のように改める。

第17条中「維持管理」の次に「及び運営」を加え、「当該字区に在住する者に委託できる。」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により座間味村長が指定する法人その他の団体に管理を委託することができる。」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

以上を持ちまして説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明は終わります。

日程第7. 議案第9号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第11号）について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

よろしく願いします。5ページをお開きください。繰越明許費補正のほうでちょっとお伺いしたいのですが、弁護士報酬料、これにかかっている裁判の内容、なぜ弁護士費用がこれだけかかっているのか、説明

を求めます。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは5ページの繰越明許費のほうでよろしいでしょうか。今年度12月の年末に住民訴訟の案件について再度控訴されたため、こちらの弁護士と相談して新たに控訴する準備費用として計上させてもらっております。先日の議会で補正予算を出させてもらっています。それが年度内に終わる見込みがないので、今回繰越補正として出させてもらっていますが、この470万8,000円の内訳なんですけど、まず初めに委任ということで委任契約と同時に着手料で55万円、裁判が終了した後の残りは成功報酬の費用となっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

弁護士費用がちょっと高額かなというふうにも思いますが、もしこの裁判が長引いてもう一回控訴のほうになされた場合は、今おっしゃったように追加でさらに着手料金だとか、委任料金だとかが発生するという流れで理解してよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

繰越明許費補正のほうで出させてもらっています470万円のうち、裁判が終われば全額お支払いという形になりますが、裁判の上で控訴がさらに延びた場合、さらに控訴になった場合には着手金以外の成功報酬は支払われないです。この470万円がたとえもう一回控訴されたとしても支払われるわけではなく、また新たに委任契約を行って再度着手料金、また成功報酬などの調整が出てくるという形になっております。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

今の総務課長の付け加えなんですけれども、55万円以外のものは一番のときの繰越しの精算分でまだ精算が終わっていませんので、今言ったように必ずしもその金額が弁護士料として支払うとは限られていません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この弁護士報酬なんですけど、あえてちょっと本議会のほうでも質疑させてもらいますが、なぜこの高額になっているのか、ほかの弁護士費用に比べてとても高いと思います。その理由をお伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

資料として後ほどお見せしたいと思うんですけれども、一応標準の弁護士費用の額というのが決まっています、それによつての計算になっています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

よろしくお願ひします。成功報酬というお話が出ました。成功報酬ということは裁判に座間味村が勝った場合、弁護士に払われる金額ですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

そうです。裁判が完全に解決したらお支払いする額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

もし裁判の内容によって全面的に座間味村が勝った場合じゃなくて、もしお相手の訴訟が通った場合はどうなりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これにつきまして、また再度かかった経費は精算して支払いはすると思いますが、今のように最終的に向こうが勝訴になった場合は、この全額支払われるわけではありません。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

8 ページをお願いします。歳入のほうですが、1 2 款使用料及び手数料でお伺ひします。5 番の商工使用料です。海洋体験施設使用料と有償バスがマイナスで計上されています。合計 2 4 8 万 7, 0 0 0 円ですね。この詳細についてお伺ひします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

今日一日よろしくお願ひします。まず有償バスなんですけれども、これは運転手不足ということで、我々職員が無償で運行したとかそういったものの影響があります。それから海洋体験施設使用料なんですけれども、艇庫なんですけれども、それは使用者が減したということで 1 5 万 3, 0 0 0 円の減額補正を行っております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。すみません、艇庫のほうをもう一度聞き取れなかったのでお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

見込んでいたより艇庫の預かる数が少なくなったということも減の一つで、また調停のときに大きく組んだのも要因の一つとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。では次に10ページをお願いします。14款県支出金ですが、この6の土木費県委託金の港湾管理委託金とありますが、この内容をお伺いしてもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

港湾委託費なんですけれども、今回台風6号で被害を受けたポンツーンとか、慶留間の栈橋とかそういったものが村のほうで権限委議に伴い、村のほうで工事をするものですので、それに対する上乘せとして155万9,000円の委託金が支給されることになっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

同じ10ページで、3目の衛生費県補助金で海洋漂着物地域対策推進事業補助金は今年度は使われていなかったということでしょうか、詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

本日から3日間、よろしくをお願いします。お答えいたします。追加の要望を予定しておりましたが、夏の台風などの被害によりまして緊急性の高い事案を優先するとの理由から、追加配分がないためということと県のほうからありまして、今回は減額とさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第11号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第10号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第11号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第11号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第12号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第6号)について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

6ページをお願いします。歳入のほうです。1款の事業収入、1項旅客費、クイーンざまみのほうがマイナス9,888万3,000円となっています。大きな数字が計上されていますが、これの詳細をお願いします。

○ 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。コロナ感染症の落ち着きが見えてきたことに伴い、コロナ前の水準で歳入を見込んでいましたが、思うように歳入が伸びなかったということです。ただ令和4年と令和5年を比較しますと、令和4年が3億2,000万円近く、令和5年が4億5,000万円まで数字を伸ばすことができいております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

コロナが落ちて伸びるであろうと思って計上したのが伸びなかった。ということはそれに伴ってその下の4目自動車の運送とか貨物運賃、これにかかる売掛分も連動しているのか、つながりがあるのかお伺いしてもいいですか。もし違うのであれば詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

一部は連動していると思いますが、また公共工事の減少もその辺の減額補正になっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。次に8ページをお願いします。歳出の1款の運航費用で1目燃料潤滑油費が新たにフェリーで1,000万円、クイーンで695万円と計上されていますが、燃料高騰だと思いますが、リッター当たりどれくらい値上がりしているのかお分かりになりますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。まずは軽油なんですけれども、現在108.1円で、4月当初は102.7円、5.4円の値上がりとなっております。それからA重油が98円から103.7円の5.7円の値上がりとなっております。同時にちょっと燃料代を低く見積もりの結果、今回フェリーごまみで1,000万円、高速船で695万円の補正予算を組んでいるところであります。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどの歳入の件ですけれども、歳入の6ページの旅客費の中で、やはりクイーンごまみが9,888万3,000円の減となっておりますが、約1億円の減として考えても、先ほど村長の施政方針演説にはコロナ前に回復する9万4,000人余りの入域者、お客様が来られているということで、なぜこれほどまで赤字になっているのか、マイナスになっているのか、その要因というのはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

当初、予算を組む場合に、令和4年度の売上げが約3億2,000万円に対し、令和5年度当初予算を4億5,000万円の予算を組んだと。これも先ほど述べたとおり、コロナ前の景気に戻ったことを見込んで1億3,000万円の増額で予算を組んでおります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

自動車、貨物運賃の売掛金の824万円ですけれども、これは予算措置上のあれだと言っていますけれども、この中で実際に売り掛けして未払いの売掛金も含まれているのかどうか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

未払い等はございません。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これは予算上のちょっとオーバーで予算を組んだものを、年度末での調整ということによろしいわけですね。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

今年の4月から公営企業会計に移行するため、3月末で打ち切る決算となるのもその辺の要因となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。続けてよろしいですか。8ページの先ほどの燃料の件ですが、フェリーが1,000万円、クイーンが695万円で、基本フェリーはA重油でクイーンざまみは軽油ですよね。値段的にはA重油が安くて、フェリーざまみは常に1往復、クイーンは通常2往復で夏場の2か月間は3往復ということで、軽油と重油の運賃の差額を考えると、フェリーざまみのほうの燃料代が多く出費するというのは考えにくいのですが、それはどういったあれでしょうか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほども述べたとおり、当初の予算額を低く見積もったことに伴う1,000万円の補正となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

燃料代はいろいろ毎日のように変動するんですが、大体フェリーもクイーンも運航的な便数は、欠航とか含んでも大体年間平均して何便と分かるわけですから、クイーンごまみのほうの燃料代の出費のほうが多くなりそうな感じなんですが、これは逆転現象なんですけれども、時間がありませんので詳しい資料があれば後で見せてください。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

分かりました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第6号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第12号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第13号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

繰越明許費なんですけれども、ちょっとこれは確認したいのですが、座間味島に建設会社が1軒、阿嘉島のほうにも1軒ありますが、全協のほうでこの繰越しした理由が人材不足による工事の未完のためとありましたが、これは業者によるものだと思いますが、できるだけ工事を早く終わらせるために島を越えての応援だとか、そういったものは仕事の発注をする役場側からそういう応援要請とかは可能ですか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。契約は工事会社と契約、例えば座間味ですと座間味建設と契約しておりますが、我々が本土の会社に要請するということはしておりません。座間味建設のほうからは、今回募集をかけた旨を聞いておりますが応募がなかったと。従業員というか工事に関して早く終わらせるために有限に募集をかけたんですが応募がなく、どうしても完了できない旨の通知があったので、やむを得なく繰越しということにいたしました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第13号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

議員報酬ということで私たちのことだと思っています。この提案理由、これは議会から提案したわけではないですね。これは執行部からの提案だと思います。この中で町村県の平均を大幅に下回っていると書いていますが、先ほど頂いた令和5年度の市町村会議実態調査でも、渡嘉敷より座間味村議員のほうが2万円多いですね。底上げするのは本当にうれしいことではあるんですけども、実際に村財政もそれほど裕福なわけではなく、私はそこまで今いただかなくてもいいのかなというふうに思っています。これはどういう基準でこの金額が出てきたかお答えをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

提案理由にもありますように、県町村の平均を大幅に下回っているため、今回見直しをさせていただきました。確かに財政状況が厳しいが施政方針でもありましたように回復もしております。そういった社会情勢の動きも見ながら、いろいろ執行部としては改定すべきじゃないかと思って提案させていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

今の件で補足ですが、今の議員の先生の報酬のみならず、こちらの提案理由にも書かせていただいていますように、将来的な議員の成り手不足を解消したいということも含め今回提案させていただいております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この後の議案も特別職の職員で非常勤の者、特別職の職員で常勤の者、それぞれ報酬のアップが議案としてありますが、ちょっと私が聞きたいのは、議長それぞれ2万円アップ、副議長1万5,000円アップ、議員がそれぞれ1万円アップとなっていますが、この数字の根拠ですね、なぜそれぞれこうなのか、計算式等があればお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

議員の先生の皆様につきましては、この県の町村平均値のおおむね9割ということで算出しております。前回全協の中でも御説明しましたように、それに基づいて算出される額としては1,000円未満の切り捨て等はございますが、議長が2万円アップの24万7,000円、副議長は1万5,000円アップの20万6,000円、議員の皆様については1万円アップの19万2,000円という形で9割相当ということで算出しております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この後続く議案もそうですが、ちょっと一部偏った賃金の引上げに思えてなりませんので、もちろん議員の報酬が上がるのはうれしいですし、今後の担い手不足を解消するためという理由も分かりますが、それをするのであればこの後続く議案も広く平等に行うべきだと思いますので、私はこの議案には反対いたします。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

西田議員の言うのはよく分かるのですが、ちょうど夕張市が破綻した頃に座間味村も公債費率が25%を超えて、伊平屋村と2自治体です。座間味村。それからその当時に村長が就任直後だと思うんですけども、あれから財政再建を図って、1億円を切っていた基金が今、去年の決算では6億円まで回復したというのがあって、そのときに伴い議員も10人から8人、8人から7人、現在6人と議員も切り詰めて議員報酬もカットしたわけでありますから、結局元に戻すような形でそのさいじが低いまま引退した議員の方たちもいらっしゃいますので、今後やっぱり議員の成り手、たまたま座間味村議会は無投票がないのですが、近隣は全部無投票で何回か議会選挙を行っておりますので、やっぱり将来議員になりたい若い人たちが現れるには、今日の議案を私は賛成したいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

これで討論を終わります。

これから議案第14号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第14号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

全協のときでも少しお伺いしましたが、この別記1ですね。現行と改正後がありますが、固定資産評価審査委員会委員長及びその同条委員、また選挙従事者(投票)の方のみの引上げになっております。見直すのであれば特に日額のところ3,500円でその下、社会教育委員と文化財調査審議委員もありますが、なぜそちらは含まれないのか、お伺いします。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

全協でも申し上げましたように、極端に数字が違うところを基本的に見直しをさせてもらっているところでもあります。また選挙従事者に関しては、時給が最低賃金を下回っていたものですから、そこを改定するような形になっております。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

この表に載っている番号1番から38番までありますけれども、それぞれ賃上げの際に確認等を行ったのか伺います。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

総務のほうで一通りは確認しております。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

確認した結果名乗りを挙げたというか、変えてほしいというのが10番、11番、21番だけだったということですか。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

総務のほうで所管しておりましたので、この辺は総務のほうで決定して議案に提案させてもらっております。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

では今後、教育委員会、農業委員会及び選挙管理委員会から始まり、それぞれの委員の方々、この非常勤

の方々、これはおかしくないかと、うちのほうも上げてくれと言った場合は、混乱を招くおそれはないですか。平等に同一条件、皆さん給料が上がるのはうれしいことです。それを一部だけ上げて、ここは上がらないというのが、この資料では目に見えています、その辺、もし突っ込みがあったらその都度変えていくのか、その検討もなされるのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

現在のところ、個別で対応することは考えておりません。しかしながら西田議員の御指摘のとおり、私たちもし必要でしたら、まず最低限、一通り見直さないといけないと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その前の質疑からの話をさせていただきますが、多分西田議員の今ではなくてその前の確認をしたかという質疑、これに関しては、その当事者に対して安いですか、高いですかという確認ではないというものですよね。要は私たちが今ちょっと質疑と回答が違っていたかと思うのですが、他の自治体の委員の先生方の報酬含めていろいろと見させていただいているところでございます。そういった意味での確認をしましたということございまして、各委員にあなたの、今の委員の皆さんの日額なのか月額については高いと思いますか、安いと思いますか妥当と思いますかという確認ではないということは訂正をさせていただきたいというふうに思っております。そういった中で今回固定資産評価委員とか同委員につきましてまず話をさせていただきますと、基本的にこの固定資産評価審査委員会というのは、固定資産の評価をする委員と別の委員会でございます、固定資産の評価をさせていただいて、固定資産税を決めた後にその対象となる固定資産の持ち主ですね、そういった方々から疑義があった場合に、これに対して例えば法的な問題とかいろいろな問題が出てくる可能性がございますので、この固定資産評価審査委員につきましては弁護士とか、あるいは司法書士等そういった専門性のある皆様方をお願いしているところなんです。ですからこの委員会は毎回開かれるわけではなくて、その疑義が生じて非常に行政だけでは答えづらい専門性の高い内容の場合に、広くいろいろな立場の方々から御意見を拝聴するというようお願いしているのが、この固定資産評価審査委員会の委員の皆様でございます。ですから一年間開催されないというのがこれまでの通例といたしますか、疑義が生じておりませんので。ただそういったときがあった場合のためだという専門性を踏まえて加味しますと、例えば全然話ははずれますけれども、一般の方々も弁護士に個人で相談に行っても1時間5,000円とか5,000円以上の報酬をいただいているというような事例もございまして、そういった専門性の高い方々に対する報酬だというふうに御理解いただければいいのかなというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その固定資産税を評価する方、固定資産に対して異議申立てがあった場合に専門的な知識がある方でないと答えられないということで、専門性の方をこの委員に置くということは理解しているんですけども、この後同意にも出てきます、この固定資産評価審査委員会の委員の選任の同意についてですね。もちろん司法書士の資格持ちや弁護士の資格を持つ方もいますけれども、それを持たない方もいらっしゃるんですね。その方は恐らく委員長ではなく委員という立場になると思います。持たない方も今の議案では3,500円の日額から8,000円の日額に上がるということですが、毎日行われるものではないとももちろん私も思い

ます。行われた際にはこの日額が払われますよと思いますが、その資格を持たない方に対しての賃上げというのはどう説明いたしますか、お願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど話をさせていただいた弁護士とかそういった方々はもちろん先ほど話したとおりでございまして、それ以外の方の中にも、地方税法の中でもそういった方以外にも、例えば当該市町村の住民で納税義務がある方からも選んでくださいというような文言がございます。総合的に勘案してこの後同意の議案を提案させていただいておりますが、そういった方々に関しても元行政を経験しており、その中から代表監査委員をしていただいたりということで、いろいろな知識をこれまでの経験から有しているということで、よく言われる学識経験者とかという非常に曖昧な言葉がありますけれども、これは法律で使われている言葉でございますので、そういった方々と、さらに同じような一つの審議をみんなで議論するわけですから、そういったところは弁護士の資格を持っているからあなたは幾らです、そうじゃないからあなた幾らですというような線引きはできないというふうに私どもは解釈をしておりますし、またこういった疑義が生じた場合に非常に軽いと言えば失礼な言い方ですけども、非常に重い案件であったり、案外そうでなかったりということも含めて、なかなか線引きができない部分もございますので、そういったことも含めて総合的に私どもとしては勘案させていただいた結果として、今回のこのような金額を提示していると。先ほども申しましたように同じ委員に就任していただくのに、その方の肩書であったり、そういったところで金額を細分化するというのは非常に厳しいものがあるのではないかとというふうに私どもは考えているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

1個前の議案もそうですし、この議案もそうですが、賃上げに対して私は全く否定ではございません。ただやるのであれば広く平等に行うことが必要ではないかというところでこの質問をずっと繰り返しています。文化財調査審議委員とかも年度が明けますと、また立ち上げるという話も伺っております。阿嘉島のほうにも慶留間島のほうにもある文化財として価値の高いものをしっかり登録していこうと。そのときにその文化財調査審議委員の方々は3,500円でそのままなんです。ここにはもちろん今村長がおっしゃったように、有識者だとか学識がある方々をもちろん入れて行わないといけないと思いますが、その方々は据置きというふうにちょっとした矛盾が。じゃあ何であそこだけ上げているの、こっちはどうなのとか、広く言えば消防団の報酬とか区長の報酬とか、みんな賃上げが欲しいんですね。それをこの一部、議員もしかり、この議案第15号に記載されている方々もしかり、平等にやる必要があるのではないかというのが私の質問ですが、今後この賃上げですね、広くもう一度見直して、上げるならば9割に近い形でおっしゃいましたけれども、その9割じゃなくて一律皆さん平等に上げるという考え方ができないか。財政が夕張市の次に破綻になった時代から、中村議員がおっしゃったように今6億円ほど回復しているのであれば、なおさら賃上げについてはもうちょっと広く議論する必要があると思いますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御意見としてはしっかりと承りたいと思います。まず私どもはこれまでの流れの中で、特に10番、11番がそうだと思いますけれども、そういった方々の考え方というのが、これ以外にも固定資産評価委員とい

うものもでございます。それに近い感じで私どもはこれまでの歴代行政職員が考えた上で、当初の金額の設定がなされていたというふうに私たちは解釈をしております、ですのでこれに関しましては、まず今回の条例改正をさせていただく、その中でその後に西田議員から今の御提案があった全体的な見直しが必要なのかどうか、まずは今回お願いをさせていただいている部分に関しては、他の自治体であったりとか事象を読み違えている部分もございまして、今まで低かったというふうに私どもは解釈しておりますので、この条例を通させていただいた暁には、そこからスタートをさせていただいて、常勤でない特別職の皆様方の全体的な見直しが必要なのかというのは、改めてまた検討といたしますか、勉強をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

通していただいた後に検討する余地があるというお話ですが、確かにその話も分かりますが、やるならば一律皆さん一緒にやったほうが、この後も物事を進める上ではどうしても、何であっちが先か、こっちが先かという議論になりかねませんので、ぜひ一律に皆さん見直して上げるのは上げるで話を進めていただきたいと思っております。ちょっと全協のときにも話をしました。今度正誤表で変わって出てきてしまったんですが、この委員の方々が恐らく村内にはいません。那覇やもしくは県外の方だと思っております。その方々がこの案件で渡航する場合の費用弁償等に対しての文言が正誤で抜けてしまいました、この部分はどのような形で取り決めをされていくのですか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

全協のときにも説明させていただきました。その条例の文言を私のほうで間違えてそのまま記入してしまいましたので、今回正誤表として出させていただいております。村外からの委員に関しては、どの委員であれ座間味村の村長、職員、議員をはじめ、旅費支給条例によって支給されております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この賃上げ、やはり平等性を鑑みると、この議案をそのまま通してしまうといけないのではないかというふうに、見直すなら見直して、皆さん一緒に賃上げをしましょうというほうが公平性に達すると思っておりますので、私はこの議案に反対したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

こちらにも似たようなものですが、提案理由のほうで、特別職の職員で常勤のものの給与においては町村県平均を大幅に下回っている現状にありとありますが、この大幅に下回っている。何を根拠に大幅に下回っているというふうに解釈したらいいのか、詳細を求めます。

○ 議長(宮平喜文)

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監(宇地原由人)

お答えいたします。先日県の30の町村の平均値について御説明いたしました。今回の引上げ後の金額について差分3万4,000円だとか3万1,000円、2万5,000円というところも御説明いたしましたが、十分にこの金額については高いのではないかなというふうに考えています。要は大幅にというところでの表現で十分じゃないかなということで考えています。併せて申し上げますと、今県の町村の平均で御説明いたしましたが、同じ19の村のレベルで考えてみても、今この平均値を取っても引上げ後の金額について実は下回っているんですね。申し上げます。まず村長の県の村の平均が68万3,642円、副村長が55万7,310円、教育長が52万205円ということで、今回提案させていただいている内容よりも下回っているという状況もございます。そういった現状から少しでもこの平均値に近づけるようなことを提案させていただいておりますが、そういったところでもかなり保守的に引上げの提案をさせていただいているのかなというふうに考えております。以上です。

○ 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

先ほど調整監がおっしゃっていた各村の平均ということで伺ったんですけれども、村には人口の多いところ少ないところ、例えば読谷村と座間味村とは随分違いますよね。財政規模ではちょっと見てみたんですね。そしたら渡嘉敷村は財政規模としてはちょっと座間味よりは低いんですけども多いです。座間味村のほうが報酬は高いということで、渡嘉敷村と座間味村、あと北大東村、伊平屋村ぐらいは財政規模が一緒かなと、人口じゃなくて財政規模で考えたところ、やはりそういった後は実質公債費率を見たとき、確かに先ほどおっしゃっていましたが、昔よりは実質公債費率は下がっています。しかし今言った財政規模の村と比べたら、やはり座間味村は実質公債費率、まだ高い状態です。もう少し我慢させていただいて報酬を上げたほうが。それよりも職員のほうとかそういう下のほうで働いてくださる方の給料を上げることには賛成しますが、これに関しては私もちょっとどうなのかなという気持ちでおります。以上です。

○ 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

当事者になるので今回私たちが挙げている内容については、私のほうからは発言を差し控えていただ

きたいと思っておりますが、職員のほうも実は人事院勧告に基づいて毎回出される都度、それに基づいてしっかりとベースアップ、あるいは時には下げることもありましたが、させていただいているところでございます。ラスパイレス指数、これは全国の行政職員の給与がどれぐらいあるのか、その中で座間味村の位置はどれぐらいなのかという簡単に言えばそういった指数なんですけど、今から20年ぐらい前になりますと、全国の平均の私どもは70%半ばぐらいだったと、たしか記憶をしております。そういったところの元を正すと、夕張市の破綻から来る財政健全化法の改正等を踏まえた社会情勢に基づいて、職員の給料を下げざるを得なかったという、これは私以前の話ですが、致し方なかったと思っておりますが、現在のラスはしっかり覚えておりません。90%の半ばまで行くか行かないかぐらいのところまで職員給与のほうも改定をこれまでさせていただいております。そういった中で職員給与に関しましては、なかなか条例で決められるとはいへ、人事院勧告がございますので、その枠内の中でいかに待遇をよくしていくかというふうを考えて、これまでやってきましたので、職員に関しましては、その部分だけ御回答させていただきませんが、しっかりと対応をさせていただく中で、給与も上げるというよりはラスで100%に近いような環境づくりというのはこれからも必要だと思っております。またその場合には議員の先生方の御理解と御協力をぜひお願いしたいなということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどおっしゃったラスパイレス指数というのは、私も今回ちょっと勉強させていただいて、令和4年度の各団体の数値が出ています。座間味村は92.3%、数字が上がったほうがもちろんいい数値なんですけれども、渡嘉敷村は95.5%、沖縄県の順位としては21位、座間味村は32位なんです。だからそのところで私は、一般行政職の方たちの底上げをしていかなければいけないかなというのを数字で見させていただきました。その後で特別職の報酬を上げるというのは順当だと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず基本的に職員に関しては、条例で給与表が定められて、それに伴って人事院からいろいろ来まして給与改定がありますので、文江議員がおっしゃるように、そう簡単に村独自で給与改定するというのは、そもそも給与に関してはできない状況となっております。また他市町村とも基本的には同じ給与表となっております。沖縄県内はですね。ですから、ただ単に村独自で給与表を改定するというのはできないのかなと思っております。このラスに関しても当然村長が申し上げましたように、もともとかなり低かったです。そのときは市町村独自でも給与表もバラバラでしたし、そういったのがだんだん統一されてきて近年上がってきているところもありますので、その辺は私の若いときも確かに給料は安かったんですけども、そういった見直しがされて現在があるということも御理解いただきたいと思っております。特別職に関しましては、先ほど秀克議員からありましたように、その当時もやはり議員の皆様をはじめ、特別職のほうも給与を減額したりということも行いながら、ほとんど改正がなされていなかったので、今回提案に踏み切らせていただいております。先ほどの財政規模の件が同自治体とありますが、財政規模に関しても、例えば同じ人口だとしても、その年度年度によって事業が大きい事業とかありましたら財政規模も大きくなりますし、一概にどの自治体と同規模の財政なのかなというのは、私たちもその年度年度ではなかなか言い難いところでもありますので、その辺も御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

今の件に少し補足になります。前回の全協の際に、西田議員のほうからも住民数というところの一つの軸を示していただいたかと思います。我々も同じような見解とアプローチから入っていたんですけども、やはり今出て来ましたように、財政規模だとか、あと内容、あと産業、あとは財政調整基金のたまり具合だとか、いろんなところで財政的に余力があるのかという指標が、結構いろんな見方、考え方があると思っていて、そういったところもあって、沖縄県内というまず共通マーケットで比較しようというのが、今回の町村平均という値を使った背景にあります。さらに村というところでよりシビアに平均値を出して比較したというところも御理解いただきたいなというふうに思っております。少し余談になるかもしれませんが、今回の増加において増加率というのをちょっと出してみましたけれども、実際の2020年、現在の消費者物価指数のほうも比較してみました。そのところ6.9%上がっているんですね。今回の引上げの増加率については、5.3%、5.2%、ということで消費者物価指数ほど上げていないというところも御理解いただきたいなというふうに思っております。

ちょっと個人的な見解で少し2点ほど。まず皆さんの口から財政難とかという表現が出てくるんですけども、本当にそうなんですか。私的には、例えば総額31億円の予算という形になるんですけども、そのうちの約7億円弱ぐらいの現預金があるわけですよ。それだけ積み上げているというところも一つの実績だと思いますし、公債だとかある意味借入れだと思うんですけども、借入れをしてもアグレッシブに財政運営をしているという捉え方をすれば、全然私は有意義なお金の使い方をしている財政じゃないのかなというふうに考えたりもします。今回、議員と特別職ということで、この2点だけで引上げの総額をちょっと見てみると、年間で大体約190万円ぐらい上がるんですね。190万円がこの総額のどのぐらいの割合かというところ1%もないんですよ。0.06%なんですね。それぐらい影響的に大きなものではないんですよというところを御理解いただきたいです。ただ申し上げたように、この190万円はどうなるのというところなんですけども、これは皆さんの給与ですので、当然村内消費されていくわけですよ。ということは、村内の経済効果ということで考えてみて、ぜひそういった活用、使い方というのを議員の皆様が意識していただいているのではないかなというふうに思います。要は事業者の方々向けの助成という、ある意味違う形での活用というふうな考え方もできるのではないかなというふうに思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

宇地原議員、ありがとうございます。確かにいろんな物の角度を変えて見れば妥当なふうにも見えます。それと同時に角度を変えて見れば、今おかしいよね、妥当じゃないよねというふうにも見えます。この町村県平均値を大幅に下回っているという、数字で言えば僅かな数字かもしれない。年間に直せば確かに190万円ぐらいかもしれないけれども、私は村民の代表としてこの場にいる上で、みんなお金に苦しい状況の中で、何かあたかもうちの議員もそうですけれども、表現のほうもおかしいかなと。大幅に下回っている、嘘つけというふうにも思います。民意で言えば、あんたらもっと金欲しいのかというふうにも聞こえます。これは数字で確かに0.何%です。大きな数字に対して割合はこれぐらいですよというのは、確かにそれもそうなんですけれども、民意として皆さんのいただいたお金でやりくりをさせていただいている中で言うのであれば、もう少しオブラートに包んだ言い方とかもあると思います。財政指数だとか細かい数字は私も勉強不足で分かりませんが、沖縄県内の村の平均値、先ほど又吉議員も言いましたように、人数がバラバラです。同じ村といっても大小ありますし人数の大きさも違います。なぜ、わざわざ近いところの県内という枠組み

で物事を見るのが不思議で、今はネットを使えば全国で座間味村と同じぐらいの人口を抱えている村というのがあります。北は北海道から長野県とか、熊本県、長野県が多いですね。村がありまして、それぞれ人口が850人から900人前後。それで見ますと、やはり今現在の座間味村の村長がいただいている63万9,000円、それと大差ないですね。もらっているところは65万円だったりしますけれども、62万8,000円とか、62万7,000円とか、本当に人数で物事を見たときには、今の村長がいただいている、副村長がいただいている報酬というのは妥当じゃないかなというふうに思います。先ほどの2つ議案が前にありましたが、再三再四になりますが、上げるのであれば皆さん一緒に上げていただきたいと。村長は上げる、副村長も上げる、教育長も上げる、議員も上げる、何で区長は上がらないんだとならないように、みんな頑張っている各種団体、青年会、婦人会、そういう方々も頑張っていますから、そこに対する村からの補助ですね、そういったものも鑑みて上げるのであれば誰もが納得するように、あいつだけ何でだと言われないような村の行政の運営をしていただきたいと思います。

質問なんですけれども、どうして全国的に似たような人口の村での給与をベースに平均に考えられないのかが疑問なんです、それがなぜなのかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

先ほども御説明しましたが、マーケットが違うからです。村民数で比較できないというのも、例えば渡嘉敷村とうちを比較しても、まず有人島の数も違うわけですよ。そういったところで出来上りの財政の状況も、やっぱりそれなりに変わってくるんだけれども、全国的にそういったところとの比較をするよりは、唯一沖縄県内であれば、ある程度同じマーケットが展開している沖縄というエリアで比較するほうが、まだ対外的に説明がつくのではないかとこのころが、先ほど申し上げたところですよ。なので、要は年度年度で事業の大小によっても数字も変わってくるでしょうし、いろんな変動要素が多分に含まれていると思います。そういったところもありましたので、統一的に見解が検討できる、同じマーケットというところを一つの判断指標にしました。それと先ほどからおっしゃっている数字、データというところについてなんですけれども、私もこの町村平均については令和5年度の1月末のデータを使っています。ただ、それはあくまでそのときであって、じゃあ現在どういう動きが出ているかという、例えば渡嘉敷村、3月6日に議会が開催されていますが、向こうでも同じような議案が2つ出ています。議員の報酬の件とあと特別職の同じような改正について出ていますが、原案は可決されています。そういう動きが今世の中動き始めているわけですね。同じように、やはり人事院勧告に基づいて全体的な引上げが行われているこのタイミングでという御発言も聞いています。そういったところなので、あまり古いデータに振り回されることなく、まず我々のポリシーとしてどう考えるかというところについて少し視点を置いて御検討いただけたらと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

賃上げは何度も言うように反対ではないんです。ただ、やるなら皆さん平等にというのが基本的な考えです。民間企業だったらもちろん業績がいい社員が給料、ボーナスが上がるのは当たり前だと思いますが、行政という限られた税金の中で物事をやる上では、やはり平等とか公平性というものを大事にしないといけないというふうに思います。宇地原調整監の説明の中に全国と似たような人口の村では大小比較の対象にならないとおっしゃいます。けれども沖縄県内であれば対象の比較になるという説明もあまり腑に落ちない、理解に苦しみますが、それではこの議論をずっとと言っても平行線だと思います。ぜひ村長、区長及び消防団

及びありとあらゆる行政のほうから報酬が支払われる団体に対して、もう一度見直しをしていただいて、平等に上げるのであれば、本当に1,000円でも構いません。2,000円でも構いません。上げるのであれば平等に上げるという、この計算式を基に検討をしていただけないか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど冒頭でも回答させていただいたとおり、先ほどの条例のときにこれがスタートだという表現になるかと私は思っております。一律に上げるといいましても、例えばその職種、職責の重さ、いろいろな価値観といいますか指標があると思いますので、もちろん検討しないということではなくて、喜んで仕事をしていただけるような環境づくりをするためにも、上がれば一番いいと思っております。しかしながら先ほどから話をさせていただいていますように、他の自治体はどうなのか。あるいはその職種、願いをする仕事の内容等を含めて、しっかりと勘案をさせていただいた上で直すべきところ、引き上げるべきところはしっかりと引き上げる、妥当だと思われるところには、やはりそれなりの引上げがないというふうなことも含めて、いろいろなあらゆる角度から考えをする中で、しっかり見直しをするところまでは発言をさせていただきませんが、絶対に一律に全部上げるというふうな話になりますと、そこはまた精査する必要がありますので、一律にとはいいせんが、確実に今回の御提案といいますか、御指摘のとおり全非常勤の特別職についても、もう一度他の自治体等も含めて検討といいますか、調べさせていただいた上で必要であれば、また次回の議会、あるいはその次の議会で議員の先生方をお願いをしたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

よろしいですか。松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

すみません、補足なんですけれども、区長には給料は支給していませんので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

何も首長及び議員からの賃上げがファーストじゃなくてもいいと思いますし、別に急いでやる議案でもないと思います。しっかりと見直しをした上で再度議案を練り直して、議会にかけて行っていっても十分だと思います。なので焦ってやる必要もないと思いますので、見直しがまず大事だと思いますので、私はこの議案に反対いたします。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

給料を下げるのは割と簡単とはいいせんけれども、上げるよりは下げるほうが簡単だと思います。今回人事院勧告に基づいてということですので、全国的にそういう動きですから、西田議員おっしゃるように、後で末端の方々の給料も上がればいいんですけども、また上がる人たちはどんどん経済を回していくよう

な感じで、今回は全く問題ないと思います。私は賛成いたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで討論を終わります。

これから議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

開いて3ページをお願いします。現行と改正後ですが、ちょっと確認です。この会計年度任用職員フルタイム、パートタイム共に6か月以上の任期、つまり6か月以上働いたらそれぞれ6月の勤勉手当、ボーナスですね。また12月の期末手当、ボーナスが支給されますよという条例改正ということで認識してよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

西田議員がおっしゃるとおりでございます。まず基本的に今は会計年度任用職員にありましては、まず新旧対照表の現行にあります、報酬といえば賃金ですね。今までは賞与に関しては期末手当のみだったんですけども、今年度からはそれを改正して期末手当と勤勉手当の両方支給となります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

例えば、それでは14条の2ですね。任期が6か月以上のフルタイム会計年度というふうに文言がありますが、どの月から採用されても6か月经過すると勤勉手当の支給対象になるのか、またそれが例えば週に2日、午前中のみの4時間というパート、雇用形態がそういうのがあるか分かりませんが、そういう方も対象になってくるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には、職員もそうなんですけれども賞与を支給する基準日がありまして、例えば6月30日の支給でしたら6月1日を基準に支給します。要は6月1日で何か月いるかです。例えば12月の賞与に関しても12月1日時点で何月いるかという判断になりますので、それで計算されていきます。基本的にパート時間の短い方がいらっしゃるんですが、その方の雇用形態なんですけれども、週に何時間以上働けば賞与の支給対象者になると決まっていますので、必ずしもパートタイムで一週間あたりの時間によって賞与の支給の対象になるのか、ならないのかも変わってきます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ということは6月1日時点で何か月いるかということは、対象になるには12月からですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に初めは6月から来るんですけども、6月に満額出ないということになります。賞与は出るんですが要は満額ではない。それは加味されて減額されて支給となります。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

今の件はよろしいですか。ほかに。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第17号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程の追加変更を行います。

お諮りします。ただいま宮里村長より、明日の議案第18号 座間味村歴史文化・健康づくりセンター野外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第21号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。これに対して御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第18号から議案第21号を追加日程第16から19として議題とすることに決定しました。

日程第16. 議案第18号 座間味村歴史文化・健康づくりセンター野外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番 (又吉文江議員)

すみません、質疑してもいいですか。この管理に関する委託業務というのは、何年間の区切りがありますか。

○ 議長 (宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長 (松田 力)

地方自治法で定められていまして、いろいろな長期契約があるんですけども、この施設とかの維持管理、そういった運営に関しては基本3年となっております。例えば、今民間に委託する場合ですね。

○ 議長 (宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

○ 1番 (又吉文江議員)

では3年でとりあえず一度見直しみたいな形を取るんですね。

○ 議長 (宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長 (松田 力)

現在公募をかけさせてもらっていますが、それも3年。その3年が切れる前にまた再公募を行う予定です。

○ 議長 (宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番 (西田吉之介議員)

その指定管理委託が法人または団体がいない場合の管理については、どのような形になりますか。

○ 議長 (宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長 (松田 力)

今現状におきましては、もし指定管理の応募がなかった場合は、今年度と同様、職員で行ったり、また一部をシアタードームのほうを今観光協会にちょっと運営させてもらっていますが、そのような感じになるのかなと今想定しております。

○ 議長 (宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

○ 1番 (又吉文江議員)

歴史文化・健康づくりセンターのほうも同じように舞台野外ステージと一緒に管理委託ができるということで捉えているんですけども、歴史文化づくりセンターには、本当に残念なぐらい座間味村の歴史についての資料というのが全く少ない状態なんですけれども、これが例えばよその人が管理した場合、この歴史・資料が置かれる展示場所がありますね、あれはどうなるんですか。

○ 議長 (宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

施設内の使用に関しては現行のままで施設の管理運営を委託する予定でございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

どなたが手を挙げているのかちょっと分からないんですけども、例えば島の人だったら座間味村の歴史に関してある程度の展示等を、今の状態よりはいいようにやってもらえるかなと思うんですけども、座間味村にとっても村長の肝いりで造った施設でありますから、名前も歴史文化という名前もついているだけに、観光客もすごく期待していると思います。ぜひそのところは教育委員会等々入っていただいて、その管理者との接点というのがあればいいなと思っているのですが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には現行のままでお願いするのですが、あくまでも受ける側がそういったことを要望していったら適宜協議しながらいいように進めていけたらと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そこ上の健康づくりのほうですか、トレーニングルームがありますけれども、この間見たときには、全く新しいものが入っていなかったんですけども、前は予算でランニングマシンとか入れるようなことを言っていたんですが、今はどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

備品等に関しても細かいのがありますので気がつかないと思いますが、全て導入はしております。一部入らないものに関しては、歴史文化センターのステージの2階のほうに大きい機材は今セットさせてもらっています。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ちょっとイメージが、どなたが管理するのか分からないんですけども、今後どうなるのかなと。例えば総合センターみたいなイメージで村民が親しみやすく使えるようになるのかなというふうに思っているんですけども、委託管理者ができた場合、例えば、鍵は今役場に行くことになっているんですけども、そういったことも管理者が常時そこにいてやっているということでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には向こうのほうで受けた業者がしっかり運営管理となりますので、施設の受付、貸出し等もその窓口になるかと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 座間味村歴史文化・健康づくりセンター野外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第18号 座間味村歴史文化・健康づくりセンター野外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第19号 座間味村立児童生徒交流施設設置条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この質疑なんですけれども、この文言である「村長が指定する法人その他の団体に管理を委託することができる」とあります。この後に出てくる高良家の条例の一部を改正する条例についても同じような記載があります。この場合、個人もしくは仲間うちでの管理をしたいと言う方が現れた場合は、その委託は可能でしょうか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。個人とかという者ではなくて、これも先ほどの健康づくりセンターと同様で、法人等を考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この施設に関して、募集はかけていますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。今現段階ではかけておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

以前、さくらねこの件で交流センターを使ったんですけども、そこには大きなランニングマシンが何台も積み重なっていたんですが、これを使うのか、そういう管理というのがちゃんとできていないような気がするんですが、このランニングマシンはどうするのかなということがあります。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

ランニングマシンに関しましては、ヨットのほうが長期間で借りております。そのときに使用はしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これまでの管理についてどういうふうな管理をしてきたのか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。今までは委託料としまして教育委員会のほうで個人を選定しておりまして、委託契約を結んでおります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

個人に委託をお願いしているということなんですけれども、今現在もその個人の方はいらっしゃいますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

現在、令和5年も個人に委託しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それでは、今後もしそういう法人とか団体が管理をやりますと言った場合は、そういう方々に委託をお願いするということになると思いますが、その場合は、この現状の個人の方というのは単純に職を失うという考え方でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

今後、令和6年度に関しても募集しておりますが、まだ契約というか個人からの委託に関する契約等の申出もございませんので、新たに法人が来てやりたいというのであれば、いろいろな手続等を踏まえて契約上の話をしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 座間味村立児童生徒交流施設設置条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第19号 座間味村立児童生徒交流施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第20号 座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

これからの施設使用をもう少し活発にするということで料金を設定するという事なんですけれども、高校・大学生が1,500円、一般が2,500円、この2つの金額の根拠を伺います。

○ 議長(宮平喜文)

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長(糸嶺直生)

この件に関しまして少し話したいと思います。座間味村立児童生徒交流施設設置条例の制定と、同時期にこの座間味村立交流センターの使用徴収条例の制定を平成8年3月の議会にて可決しております。それから何度か平成11年頃に児童生徒における宿泊のみを計上して見直し等を行い、高校生・大学生及び一般の料金を設定した経緯があります。当時、その料金表の条例提出を捻出しており、利用者をはじめ村民の皆様に変御迷惑をおかけしております。この表自体が職員間での引継ぎをして存在しておりまして、ずっとこの料金で来たというのがあって、重ねてお詫び申し上げます。当時、児童・生徒の宿泊料が500円だったのが、消費税等のアップにより510円ということに変わっておりまして、それから高校生も見直し等で1,500円、一般のほうは2,500円というふうには計上されておまして、これが今後、物価高騰等を踏まえながらこれからの算定にしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

この交流センターはどのぐらい使用しているのか、使用頻度というか交流センターに宿泊で使用する方が年に何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○ 議長(宮平喜文)

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長(糸嶺直生)

活用はしておりますが、今現時点で人数等は資料的に持っておりませんので、後で提出したいと思っております。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一つ前の議案で、この施設を委託管理、もしくは指定管理することが認められましたが、今後、指定管理を受ける法人または団体が、この金額を超えての料金徴収ということが可能なのか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

指定を受けた法人等と協議して設定等についても話していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

先ほどの答弁を訂正します。先ほどの料金につきましてのものに関しては条例どおりとなりますので、料金を変えることになると条例の改正等があります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ちょっと確認ですが、多分この施設は平成7、8年頃だと思うんですが、その当時から500円で、利用者が多ければ多いほど赤字が膨らむというような話で、じゃあなぜ料金を改定しないかということで、起債の償還が済むまでは勝手にそれはできないということを聞いたのですが、それでいいんですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

お答えします。その当時の経緯はちょっと把握していませんけれども、この施設自体が子供たちを対象とした施設なので、補助金の適用範囲の10年間は特記以外使用はできないということで料金の改定がなかったと思われま。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございました。一応確認のつもりで質問しました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第20号 座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第21号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

全協のときにも伺いましたが、この条例が改正された後、今現在、高良家を見てくださいっている方の雇用形態というのはどういうふうになりますか。

○ 議長(宮平喜文)

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長(糸嶺直生)

お答えします。現在、あくまでも今は指定管理できるという条例のほうになっております。現在も雇用のほうを2名、管理者のほうをしております。まだ募集等も今後行う予定でありますので、令和6年度も今2人のほうから委託の申請がありますので、雇用をしてみたいと思います。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

先ほどの交流センターでは個人の方がいない場合、個人での契約はできないということなんですけれども、高良家はできるのか。

○ 議長(宮平喜文)

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長(糸嶺直生)

先ほどの交流センターに関しましても今からの募集となりますので、それまでは個人のほうで契約、現在はまだ出ておりませんが、今後探していって管理のほうは契約していきたいと思います。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

ほぼほぼ同じ文言で、高良家だとか、交流センターのほうは個人の方でもいいんだけど、歴史文化・健康づくりセンターとかは法人及び団体資格を持っていないと駄目ですという、この合間がちょっとよく分からないのですが、もう少し詳細があれば教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず総務課の所管しております歴史文化センターにおきましては、シアタードーム辺り、運動施設があったり、ステージがあったりと多岐にわたって結構施設が広いです。今個人にお願いしているというか、個人を雇って掃除とかしております。そういった中でその施設の維持管理、また利用に関して村としては利用率を上げたい、皆さんにもう少し使いやすい施設にしたいということで、やはりそういったことを考えると、今村が雇用して掃除をお願いするよりは、運営施設を一括して委託したほうが施設を皆さんが使いやすい、また利用率も上がると考えておりますので、指定管理にぜひ持っていかれたらと思っております。しかしながら応募がなければ現状のままになって、掃除とか人をお願いして村が直轄でやってしまいますので、またそうなったときのことを考えたらまた利用率が上がらないのかなというのがありますので、できるだけ村としては運営、管理、しっかりしていただくために指定管理に持っていかれたらと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

歴史文化の議案はもう終わったんですけども、例えば今この高良家等々は個人のほうにお願いして委託して見ている、歴史文化に関しては、ちょっと施設が大きいから難しいという説明だったんですけども、例えば、座間味島の中でそれぞれ5、6人でも、仲間内でその施設管理等を行いたいといった場合は可能ですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

条例にも入っていますように、法人または団体ですので、その団体というのが分かれば公募を受け付ける対象になると思いますので、基本的には5名で団体をつくってそういうのを立ち上げて、そういった公募があれば可能だと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

島内の雇用創出にもなると思います。ただ法人だとか団体、恐らく何人でも構わないと思います。規約があるのか、会長とか組織体系がどうなのかというのがクリアできれば、今村内にいる方々で雇用を求めている方々の雇用口にもなり得ると思いますので、もう少し分かりやすく、勉強しない本人が悪いかもしれませんが、こういう形でこういう団体づくりができますよ、こういう形でこういう法人づくりができますよ、そうするとこういう形で雇用が可能になりますよというのを分かりやすく周知していただければ、今行政のほうを抱えている管理者不足で悩んでいるところも解決しやすくなるのかなというふうに思いますので、できれば分かりやすくかみ砕いた内容での周知をよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

御指導ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに、よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第21号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

延 会（午後5時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 又 吉 文 江